

立川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府
令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）の施行による。

立川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年立川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。